

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用ガイドライン

第1条 目的

1. 「トビタテ！留学 JAPAN」は、大志あるすべての日本の若者が、海外留学をはじめとする新しいチャレンジに自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的とした留学促進キャンペーンです。官民が協力し、日本人学生の海外留学をきめ細かく支援する新たな制度（官民協働海外留学支援制度）を創設すること等を通じて、意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、世界で活躍できる真のグローバル人材を育てることを目指しています。
2. 「トビタテ！留学 JAPAN」の呼称及びロゴマークは、日本から世界へ飛び立っていく学生たちの象徴として、日の丸から飛び立つキジ（国鳥）を表現し、世界へ羽ばたき経験を積んだ若者たちが、グローバルな視点とリーダーシップで日本の未来を牽引していく様を表すとともに、国や企業等がオールジャパン体制でそれを応援していくという志を、親しみやすい印象で訴求しています。
3. 「トビタテ！留学 JAPAN ロゴマーク等使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「トビタテ！留学 JAPAN」のロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 定義

本ガイドラインで規定する「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等とは、「トビタテ！留学 JAPAN」の呼称と、別表1に定めるロゴマーク、スローガン、およびこれらを組み合わせた意匠やコンセプト文です。

第3条 管理者

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等の管理者は、独立行政法人日本学生支援機構です。なお、同ロゴマーク等の著作者は、株式会社電通です。

第4条 使用適用者

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等を使用できるのは、「トビタテ！留学 JAPAN」の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者であって、独立行政法人日本学生支援機構からの承認を受けた者に限ります。

第5条 申請方法と承認手続き

1. 「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等の使用の承認を受けようとする者は、原則として承認を受けようとする1ヶ月前までに、申請書（別紙1）に関係書類を添えて、メールにて提出することとします。
2. 上記1.の規定に関わらず、下記いずれかに該当する場合は申請の必要はありません。
 - （1）大学等の教育機関が、第1条の目的に沿って使用する場合。

- (2) 官民協働海外留学支援制度に対し寄附等直接に支援を行う企業が、第1条の目的に沿って使用する場合。
 - (3) 官民協働海外留学支援制度により奨学金給付を受ける学生等が、第1条の目的に沿って使用する場合。
 - (4) 官公庁及び各地方公共団体等が、第1条の目的に沿って使用する場合。
 - (5) 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合。
3. 独立行政法人日本学生支援機構は、申請内容を審査した上で、「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等の使用の可否を申請者に直接連絡するとともに、ロゴマークの電子データ及び「ロゴデザインマニュアル」を送付します。ロゴマークの使用に当たっては、「ロゴデザインマニュアル」の規定を遵守してください。

第6条 報告

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等の使用者は、独立行政法人日本学生支援機構が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告することとします。

第7条 不正使用と承認の取り消し

1. 「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等の使用承認後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等の使用承認を取り消します。
- (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、独立行政法人日本学生支援機構からの是正指示に応じないとき
 - (2) 使用内容と申請内容が著しく異なるとき
 - (3) 使用者が関連行事の実施等に当たって、「トビタテ！留学 JAPAN」の信用を傷つける行為を行ったとき
 - (4) 使用者が関連行事の実施等に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
 - (5) 公序良俗に反するとき
2. 使用承認の取り消しを受けた者は、ロゴマークの画像データを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

第8条 規約の変更

本規約は、独立行政法人日本学生支援機構により、事前の通知なく変更される場合があります。

問い合わせ・申請先

独立行政法人 日本学生支援機構 グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-6734-4923（直通）

(別表1)

具体的な使用方法については、「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用ガイドライン」を参照するとともに、使用に当たっては、「ロゴデザインマニュアル」を遵守してください。※サイズ、色などの詳細はロゴ使用マニュアルを確認ください。

1. 呼称： 「トビタテ！留学 JAPAN」

2. ロゴマーク：

2-1. 「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用ガイドライン第5条2. 以外の組織・団体向け

2-1-1. 組織紹介の紙・WEB 媒体等に掲載の場合



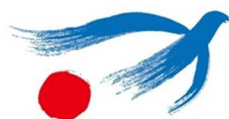
**トビタテ！
留学JAPAN**
その経験が、未来の自信。

※●●は
留学促進キャンペーン
「トビタテ！留JAPAN」の
趣旨に賛同しています

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。

可読性があれば、フォント・文字サイズに指定はありません。

※●●は使用者名を記入ください。



**トビタテ！
留学JAPAN**
その経験が、未来の自信。

※●●は留学促進キャンペーン
「トビタテ！留JAPAN」の趣旨に賛同しています

2-1-2. 個別商品・サービス(例：留学プログラム)の紙・WEB 媒体等に掲載の場合



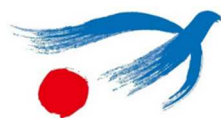
**トビタテ！
留学JAPAN**
その経験が、未来の自信。

※「トビタテ！留学JAPAN」は
留学促進キャンペーンであり、
個別のプログラムを
推奨するものではありません

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。

可読性があれば、フォント・文字サイズに指定はありません。

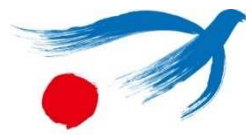
※●●は使用者名を記入ください。



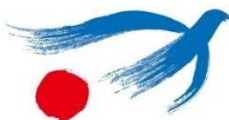
**トビタテ！
留学JAPAN**
その経験が、未来の自信。

※「トビタテ！留学JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、
個別のプログラムを推奨するものではありません

※「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用ガイドライン第5条2. に該当する組織・団体は以下の通り、注釈なしで使用することが可能です。



**トビタテ！
留学JAPAN**
その経験が、未来の自信。



**トビタテ！
留学JAPAN**
その経験が、未来の自信。

3. スローガン： 「その経験が、未来の自信」

(別紙 1)

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用申請書

平成 年 月 日

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり申請します。

1. 申請者

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 代表者
- (5) 担当者・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)

2. 使用目的

3. 使用方法 (具体的に記入いただき、掲載時のイメージ画像を添付してください。)

4. 使用期間 (使用可能期間は申請日から 1 年以内)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記申請のとおり「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等を使用することを認めます。なお、使用に当たっては下記の事項をお守りください。

記

1. ロゴマーク等使用品の現物 1 点または現物の写真を提出すること。
2. 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
3. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

独立行政法人 日本学生支援機構

グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課長 印